

東近江行政組合危険物規制規則

昭和49年6月20日
中部地域消防組合規則第14号

改正	昭和50年9月5日	規則第8号	平成10年3月31日	規則第4号
	昭和50年12月27日	規則第12号	平成14年3月27日	規則第5号
	昭和52年6月1日	規則第3号	平成18年9月28日	規則第10号
	昭和57年3月1日	規則第1号	平成19年10月10日	規則第10号
	昭和58年1月20日	規則第1号	平成24年2月15日	規則第1号
	平成2年5月1日	規則第6号	平成28年2月26日	規則第6号
	平成3年3月1日	規則第7号	平成30年7月24日	規則第6号
	平成6年9月20日	規則第6号		
	平成8年2月23日	規則第1号		

(趣旨)

第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第3章に基づく危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「省令」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(仮貯蔵等の承認)

第2条 法第10条第1項ただし書の規定により危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、危険物仮貯蔵、仮取扱申請書（別記様式第1号）を消防署長（以下「署長」という。）に2通提出し、その承認を受けなければならない。

2 署長は、前項の申請書を受理した場合において、災害防止上支障がないと認めるときは、当該申請書の1通に承認済印（別記様式第2号）を押して申請者に返付するものとする。

3 危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場所には、省令第17条及び第18条に規定する標識並びに掲示板を設けなければならない。

4 危険物を仮に貯蔵し、又は取扱いをする者は、防火責任者を定め、省令第35条第3号に規定する消火設備を設けなければならない。

(圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出)

第2条の2 省令第1条の5に規定する圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱い開始、廃止の届出書は、署長に2通提出しなければならない。

2 署長は、前項の届出書を受理した場合において内容を審査し、その1通に届出済印（別記様式第16号）を押し、届出者に返付するものとする。

(製造所等の設置許可申請)

第3条 政令第6条の規定による製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の設置許可申請は、省令第4条に規定する危険物製造所、貯蔵所、取扱所設置許可申請書2通を、署長を経て東近江行政組合管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書を受理した場合において、政令第3章に規定する基準に適合していると認めたときは、許可書（別記様式第3号）を交付し、当該申請書の1通を申請者に返付するものとする。

(製造所等の変更許可申請)

第4条 政令第7条の規定による製造所等の変更許可申請は省令第5条に規定する危険物製造所、貯蔵所、取扱所変更許可申請書2通に政令第8条第3項の規定による完成検査済証を添付し、署長を経て管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書を受理した場合において、政令第3章に規定する基準に適合していると認めたときは、許可書（別記様式第3号）を交付し、当該申請書の1通を申請者に返付するものとする。

(製造所等設置許可申請等の取下げ)

第4条の2 製造所等の設置許可等の申請者が当該申請を取り下げようとするときは、危険物製造所等設置（変更）取下げ申請書（別記様式第15号）を署長を経て管理者に提出しなければならない。この場合において、既に許可されたものにあつては、許可書を添付するものとする。

(製造所等の設置並びに変更許可に関する添付書類)

第5条 政令第6条又は第7条の規定による許可申請書には、同条に規定するもののほか製造所等のタンク部分については、政令第5条の規定により算出した当該タンクの容量及び屋外タンクにあつては、政令第11条第5号に規定する耐震及び耐風圧構造計算書を添付しなければならない。

(製造所等の仮使用承認申請)

第6条 法第11条第5項ただし書の規定による製造所等の仮使用承認を受けようとする者は、省令第5条の2の規定による危険物製造所、貯蔵所、取扱所仮使用承認申請書2通に工事計画書（別記様式第4号）を添付し、署長を経て管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書を受理した場合において災害防止上支障がないと認めるときは、当該申請書の1通に承認済印(別記様式第4号の2)を押し、申請者に返付するものとする。

3 仮使用の承認を受けた製造所等には、掲示板(別記様式第5号)を見やすい場所に掲げなければならない。

(タンク検査の申請)

第7条 政令第8条の2第6項の規定による製造所等のタンク部分の水張又は水圧検査を受けようとする者は、省令第6条の4第1項に規定する危険物製造所、貯蔵所、取扱所、完成検査前検査申請書2通を、署長を経て管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書を受理した場合において、検査の結果政令第11条から第15条までに規定する当該基準に適合しているときは、申請者に省令第6条の4第2項に規定するタンク検査済証を交付するものとする。

3 政令第8条の2の2の規定による他の行政機関で水張又は水圧検査を受けたタンクで、形状等に異状が認められたときは、再検査することができる。

(製造所等の完成検査申請)

第8条 政令第8条の規定による完成検査申請は、省令第6条第1項に規定する完成検査申請書を、署長を経て管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書を受理した場合において、検査の結果、政令第3章に規定する製造所等の基準に適合していると認めるときは、申請者に、省令第6条第2項に規定する完成検査済証を交付するものとする。

(製造所等の譲渡又は引渡しの届出)

第9条 法第11条第6項の規定による製造所等の譲渡又は引渡しの届出は、省令第7条に規定する危険物製造所、貯蔵所、取扱所譲渡引渡届出書2通に完成検査済証を添付し、署長を経て管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の届出書を受理した場合において、届出書の1通に届出済印(別記様式第6号)を押し、完成検査済証に必要な事項を記入して、届出者に返付するものとする。

(危険物の種類数量の変更の届出)

第10条 法第11条の4第1項の規定による製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危

危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出は、省令第7条の3に規定する危険物製造所、貯蔵所、取扱所品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書2通を、署長を経て管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の届出書を受理した場合において、届出書の1通に届出済印（別記様式第6号）を押し、届出者に返付するものとする。

（製造所等の所有者、管理者、占有者の住所、氏名又は名称の変更届出）

第11条 製造所等の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）で、その住所、氏名又は名称を変更しようとする者は、危険物製造所等所有者、管理者、占有者の住所、氏名、名称変更届出書（別記様式第7号）2通を、署長を経て管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の届出書を受理した場合において、届出書の1通に届出済印（別記様式第6号）を押し、届出者に返付するものとする。

（製造所等の用途廃止の届出）

第12条 法第12条の6の規定による製造所等の用途廃止の届出は、省令第8条の規定による危険物製造所、貯蔵所、取扱所廃止届出書に完成検査済証を添付して、廃止の日から7日以内に、署長を経て管理者に提出しなければならない。

（製造所等の使用休止又は再開の届出）

第13条 製造所等の使用を3月以上にわたって休止しようとするとき、又は休止した製造所等の使用を再開しようとするときは、休止又は再開しようとする7日前までにその旨を製造所等使用休止、再開届出書（別記様式第8号）2通を、署長を経て管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の届出書を受理した場合において、届出書の1通に届出済印（別記様式第6号）を押し、届出者に返付するものとする。

（軽微な変更工事の届出）

第14条 法第11条第1項後段の規定による、製造所等の変更許可を要しない軽微な変更工事を行おうとするときは、軽微な変更届出書（別記様式第9号）2通に関係資料を添付し、署長を経て管理者に提出しなければならない。

2 資料の提出を要しない軽微な変更工事において溶接、溶断等火花を発生する器具等を使用する工事を行うときは、火気使用工事届出書（別記様式第9号の2）2通を、署長を経て管理者に提出しなければならない。

- 3 管理者は、前2項の届出書を受理した場合において審査の結果災害防止上の必要事項を指示し、届出書の1通に届出済印(別記様式第6号)を押し、届出者に返付するものとする。

(災害発生の届出)

第15条 製造所等の所有者等は、当該製造所等(仮貯蔵及び仮取扱いを含む。)又は法第15条の規定による映写室において、災害が発生したときは、ただちに消防長に通報するとともに、災害発生の日から3日以内に、災害発生の経過等を災害発生届出書(別記様式第10号)により、署長を経て管理者に提出しなければならない。

(危険物保安統括管理者の選任、解任の届出)

第16条 法第12条の7の規定による危険物保安統括管理者を選任、又は解任したときは、省令第47条の6に規定する危険物保安統括管理者選任・解任届出書2通を、署長を経て管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の届出書を受理した場合において届出書の1通に届出済印(別記様式第6号)を押し、届出者に返付するものとする。

(危険物保安監督者の選任、解任の届出)

第16条の2 法第13条第2項の規定による危険物保安監督者を選任又は解任したときは、省令第48条の3に規定する危険物保安監督者選任・解任届出書2通を、署長を経て管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の選任の届出には、当該危険物取扱者免状の写及び実務経験を証明する書類を添付しなければならない。

- 3 管理者は、第1項の届出書を受理した場合において届出書の1通に届出済印(別記様式第6号)を押し、届出者に返付するものとする。

(危険物施設保安員の選任、解任の届出)

第16条の3 法第14条の規定による危険物施設保安員を選任又は解任したときは、危険物施設保安員選任・解任届出書(別記様式第11号)2通を、署長を経て管理者に届け出なければならない。

- 2 管理者は、前項の届出書を受理した場合において、届出書の1通に届出済印(別記様式第6号)を押し、届出者に返付するものとする。

(予防規程認可の申請)

第17条 法第14条の2第1項の規定による予防規程の認可を受けようとする者は、省

令第62条の規定による予防規程制定、変更認可申請書に当該予防規程2通を添付し、署長を経て管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請書を受理した場合において、当該製造所等の火災予防上適当であると認めたときは、認可書(別記様式第12号)に当該予防規程1通を添付し、申請者に交付するものとする。

(保安検査の申請)

第17条の2 法第14条の3の規定による政令で定める保安検査を受けようとする者は、省令第62条の3第1項の規定による保安検査申請書2通を、署長を経て管理者に提出しなければならない。

- 2 政令第8条の4第2項ただし書の規定により検査時期を変更しようとする者は、省令第62条の3第2項の規定による保安検査時期変更承認申請書に当該変更を必要とする理由書を添付し、署長を経て管理者に提出しなければならない。

- 3 管理者は、第1項の申請書を受理した場合において検査の結果、省令第62条の3第3項に規定する技術上の基準に適合していると認めたときは、同項の規定による保安検査済証を申請者に交付するものとする。

(自衛消防組織の届出)

第18条 法第14条の4の規定による自衛消防組織を設置したときは、自衛消防組織設置届出書(別記様式第17号)2通に関係書類を添付し、遅滞なく署長を経て管理者に提出しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。

- 2 管理者は、前項の届出を受理した場合において、当該組織が省令第64条、第64条の2及び第65条の規定に適合しているときは、届出書の1通に届出済印(別記様式第6号)を押し、届出者に返付するものとする。

(タンク検査済証再交付の申請)

第19条 タンク検査済証を紛失、き損又は破損したときは、タンク検査済証再交付申請書(別記様式第13号)に、き損、破損の場合は当該タンク検査済証を添付し、署長を経て管理者に提出して再交付を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請書を受理した場合において、やむを得ないと認めたときは再交付をするものとする。

(休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間中の延長申請等)

第20条 省令第62条の5の2第2項ただし書きの申請をしようとする者は、同条第3

項に規定する申請書2通に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて署長を経て管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請書を受理した場合において保安上支障がないと認めるときは、当該申請書の1通に承認済印（別記様式第4号の2）を押し、申請者に返付するものとする。

(平24規則1・一部改正)

(休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間の延長申請等)

第21条 省令第62条の5の3第2項ただし書の申請をしようとする者は、同条第3項に規定する申請書2通に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて署長を経て管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請書を受理した場合において保安上支障がないと認めるときは、当該申請書の1通に承認済印（別記様式第4号の2）を押し、申請者に返付するものとする。

(平24規則1・一部改正)

(危険物等の収去)

第22条 法第16条の5第1項の規定により危険物を収去するときは、危険物等収去書（別記様式第14号）に必要事項を記入のうえ所有者等に手交するものとする。

(平24規則1・一部改正)

(立入検査の証票)

第23条 法第16条の5第3項に規定する証票は、東近江行政組合火災予防条例施行規則（昭和49年中部地域消防組合規則第3号）第9条に規定する証票をもってこれにあてる。

(平24規則1・一部改正)

(公示の方法)

第23条の2 省令第7条の5に規定する公示の方法は、次のとおりとする。

- (1) 東近江行政組合公告式条例（昭和47年中部地域消防組合条例第4号）別表に定める掲示場のうち、危険物施設等が存する市町の掲示場への掲示
- (2) 消防本部及び危険物施設等が存する区域を管轄する消防署の掲示場への掲示
- (3) 消防本部ホームページへの掲載

(平18規則10・追加・平24規則1・平28規則6・平30規則6・一部改正)

(移動タンク貯蔵所常置場所の標識)

第24条 政令第15条第1号の規定による移動タンク貯蔵所の常置場所には、見やすい箇所に移動タンク貯蔵所の常置場所である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 前項の標識は、次のとおりとする。

(1) 大きさは、短辺30センチメートル以上、長辺60センチメートル以上の板であること。

(2) 色は、地を白色、文字を黒色とすること。

(平24規則1・一部改正)

(施行の細目)

第25条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(平24規則1・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和49年7月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現になされた届出並びに許認可若しくは手続は、この規則により行われたものとみなす。

3 中部地域消防組合危険物規制規則(昭和47年中部地域消防組合規則第1号)は廃止する。

付 則(昭和50年9月5日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和50年12月27日規則第12号)

この規則は、昭和51年1月1日から施行する。

付 則(昭和52年6月1日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和57年3月1日規則第1号)

この規則は、昭和57年3月1日から施行する。

付 則(昭和58年1月20日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成2年5月1日規則第6号)

- 1 この規則は、平成2年5月23日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、すでになされた申請及び届出の手続きは、この規則によりなされたものとみなす。

付 則 (平成3年3月1日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成6年9月20日規則第6号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

(経過措置)

この規則の施行の際、滋賀中部地域行政事務組合危険物規制規則様式第1号、様式第7号から様式第14号まで及び様式第16号に規定する様式は、平成7年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

付 則 (平成8年2月23日規則第1号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則 (平成10年3月31日規則第4号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年3月27日規則第5号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年9月28日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成19年10月10日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成24年2月15日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年2月26日規則第6号)

この規則は、平成28年3月18日から施行する。

附 則 (平成30年7月24日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

危険物 仮貯蔵 仮取扱 申請書

年 月 日		
東近江行政組合 消防署長 様		
申請者 住所 _____ 氏名 _____ ㊟		
設置場所		
設置場所の 地域別	防火地域別	用途地域別
敷地及び建築物 その他工作物数 積面	敷地面積 平方メートル	建築物数及び面積 棟 平方 メートル
		工作物数
敷地周囲の状況	東 南	西 北
設置の目的		
期間	年 月 日から 年 月 日まで	
危険物の類別、 品名、数量		指定数 量の 倍
仮貯蔵 仮取扱の方法		
消火設備	防火 責任者	㊟
その他必要な事項		
※ 受付欄	※ 手数料欄	※ 承認欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ※印欄は記入しないこと。
 3 仮貯蔵、仮取扱所の位置、構造及び設置明細書、敷地見取図を添付のこと。

様式第2号 (第2条関係)

承	認	済
年	月	日
東近江行政組合	消防署長	

様式第3号 (第3条、第4条関係)

許 可 書

東近江行政組合指令 第 号

年 月 日

様

東近江行政組合管理者

年 月 日付で申請のありました

において危険物

を することについては、消防法第11条第1項の規定により許可します。

様式第4号 (第6条関係)

工 事 計 画 書

工 事 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで		
工 事 の 内 容			
火 気 取 扱 状 況			
作 業 工 程			
仮 使 用 部 分 の 危 険 物 取 扱 状 況			
消 火 設 備			
警 報 設 備			
仮 使 用 承 認 を 受 け る 為 に 行 う 必 要 な 措 置			
危 険 物 保 安 監 督 者		危 険 物 取 扱 者	
施 工 業 者 名 及 び 工 事 責 任 者 氏 名	責 任 者 氏 名		

様式第4号の2 (第6条、第20条、第21条関係)

承	認	済	
東近江行政組合指令	第	号	
	年	月	日
東近江行政組合管理者			

(平24規則1・一部改正)

様式第5号 (第6条関係)

消防法による仮使用承認済	
製造所等の別	
承認年月日番号	東近江行政組合指令 第 号 年 月 日
承認行政庁名	

← 35センチメートル以上 →

↑ 25センチメートル以上 ↓

様式第6号 (第9条、第10条、第11条、第13条、第14条、第16条、第16条の2、第16条の3、第18条関係)

届 出 済
年 月 日
東近江行政組合管理者

様式第7号 (第11条関係)

所有者 住所
危険物製造所等管理者の氏名変更届出書
占有者 名称

年 月 日	
東近江行政組合管理者 様	
届出者	
住所 _____	
氏名 _____ ㊟	
設 置 場 所	
製 造 所 等 の 別	貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分
設置の許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
変 更 の 理 由	
変 更 の 内 容	変更前
	変更後
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※印欄は記入しないこと。

様式第8号 (第13条関係)

危険物製造所等使用
 休 止
 再 開
 届 出 書

年 月 日	
東近江行政組合管理者 様	
届出者	
住 所 _____	
氏 名 _____ ㊟	
設 置 場 所	
製 造 所 等 の 別	貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分
設置の許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
使用 休 止 期 間 再 開	年 月 日 から 年 月 日まで
休 止 再 開 の 理 由	
休 止 中 の 管 理 方 法	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※印欄は記入しないこと。

様式第9号 (第14条関係)

軽微な変更届出書

年 月 日		
東近江行政組合管理者 様		
届出者		
住所 _____		
氏名 _____ ㊟		
設置者	住所	
	氏名	
設置場所		
製造所等の別		貯蔵所又は 取扱所の区分
設置の許可年月日 及び許可番号		年 月 日 第 号
危険物の類 品名(指定数量) 最大数量		指定数量の 倍
変更の目的及び 工事の概要		
作業期間		
年 月 日から 年 月 日まで		
災害防止その他 必要な事項		
※ 受付欄	※ 経過欄	※ 指示事項欄

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に()内に該当する指定数量を記載すること。
- 4 ※印欄は記入しないこと。

様式第9号の2 (第14条関係)

火 気 使 用 工 事 届 出 書

年 月 日			
東近江行政組合管理者 様			
届出者			
住 所 _____			
氏 名 _____ ㊟			
設置者	住 所		
	氏 名		
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
工 事 の 場 所 、 工 事 の 内 容 及 び 火 気 使 用 器 具 等			
火 災 予 防 上 の 措 置			
着 工 予 定 期 日		完 了 予 定 期 日	
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 法人にあっては、その名称、代表者名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 工事の場所、工事の内容及び火気使用器具等の欄並びに火災予防上の措置の欄は、各製造所等ごとに整理して記入すること。
 - 4 ※印欄は、記入しないこと。

様式第10号 (第15条関係)

災 害 発 生 届 出 書

年 月 日			
東近江行政組合管理者 様			
届 出 者			
住 所 _____			
氏 名 _____ ㊟			
発 生 日 時	年 月 日 時 分頃		
発 生 場 所			
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
設置の許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号		
災害の概要及び 被害の状況			
災害発生の経過 及び処置の状況			
死 傷 者 の 数	死 者 名		
	傷 者 名		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 本書は、災害発生の日から3日以内に届け出ること。

様式第11号 (第16条の3関係)

危険物施設保安員選任・解任届出書

年 月 日			
東近江行政組合管理者 様			
届出者			
住 所 (電話)			
氏 名 ㊟			
事業所の設置場所 及 び 名 称			
区 分	選 任	解 任	
危設 険保 物安 施員	氏 名		
	選任・解任年月日	年 月 日	年 月 日
	職務上の地位		/
※ 受 付 欄	※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第12号 (第17条関係)

認 可 書		
東近江行政組合指令		第 号
年 月 日		
様		
東近江行政組合管理者		印
年 月 日	付で申請のありました危険物	(許可
年 月 日	第 号)	の予防規程については、火災予防上適当と
認め認可します。		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第13号 (第19条関係)

タンク検査済証再交付申請書

年 月 日			
東近江行政組合管理者 様			
申請者			
住 所 _____			
氏 名 _____ ㊟			
設 置 場 所			
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
設 置 許 可 年 月 日 番 号	年 月 日	東 近 江 行 政 組 合 指 令 第	号
タ ン ク 検 査 年 月 日 番 号	年 月 日		号
紛 失 汚 損 破 損 の 理 由			
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印欄は、記入しないこと。

様式第14号 (第22条関係)

危険物等収去書

住所又は事務所の所在地

氏名又は名称

収去場所

品名、数量等

消防法第16条の5第1項の規定により収去します。

年 月 日

所 属

職氏名

印

(平18規則10・全改・平24規則1・一部改正)

様式第15号 (第4条の2関係)

危険物製造所等設置(変更) 取下げ申請書

		年	月	日
東近江行政組合管理者 様				
申請者				
住所 _____				
氏名 _____ ㊟				
設置場所				
貯蔵所又は取扱所の区分				
設置又は変更申請書を提出した日				年 月 日
設置又は変更許可				年 月 日
設置又は変更許可番号				
東近江行政組合指令 第 号				
取下げの理由				

注 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第16号 (第2条の2関係)

届	出	済
	年	月 日
東近江行政組合		
消防署長		

様式第17号 (第18条関係)

自衛消防組織設置届出書

東近江行政組合管理者 様		年 月 日						
		届出者 住所 _____ 名称 _____ 氏名 _____ ㊟						
製造 所 等	設置者	住所						
		氏名						
	設置場所							
	指定施設の別	許可年月日	許可番号	指定数量の倍数				
		年 月 日	指令 第 号	倍				
		年 月 日	指令 第 号	倍				
		年 月 日	指令 第 号	倍				
自衛 消防 組織	組 織 別	人 員	化学消防 自 動 車	化学消防自動車の消火能力及び設備				
	自 社	人	台	放 能	水 力	消 薬 剤	火 量 % kg	消 火 液 混 合 方 法
	相互応援協 定 事 業 所	人	台					
	合 計	人	台					
その他必要な事項								
※ 受付欄				※ 経過欄				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 自衛消防隊編成表及び積載資材等の明細書を添付すること。
- 3 相互応援協定の場合にあっては、協定書の写を添付すること。
- 4 ※印欄は、記入しないこと。